

159 高等文官・判検事及び弁護士の試験制度中改正に関する

請願

〔明治四十二年五月〕

(注記1) 明治四十二年五月一十七日
 (注記2) 花押 (坂田) (牛塚) (天岡)
 (注記3) 花押 (印) (印) (印)

(注記4)

内閣総理大臣 (桂) 花押
 外務大臣 大蔵大臣 (桂) 花押
 内務大臣 陸軍大臣 (寺内) 花押
 司法大臣 (鈴木) 花押
 農商務大臣

(注記5) 別紙衆議院送付試験制度改正ニ関スル請願ノ件ヲ審査スルニ請
 願ノ要旨ハ高等文官、司法官及弁護士ニ関スル各試験規則中形
 式ニ流レテ人材登用ノ目的ヲ達スルニ適セサルノ廉アリ且ツ各
 試験規則相互間並外交官及領事官試験規則ノ間ニ区々一ナラサ
 ルモノアリ依テ

(一) 高等文官、判検事及弁護士ノ各試験中ノ予備試験ニ於テ論
 文又ハ作文及外国语ヲ課スト雖モ応試者ハ普通学ノ素養ヲ
 有スル者ナルヲ以テ無用ノ試験ナリ故ニ該予備試験ハ之ヲ
 廃止セラレタシ

(二) 高等文官ノ試験ヲ受ケ得ルノ資格ハ中学校卒業者タルヲ要
 シ (明治三十八年勅令第百九十一号ヲ以テ文官) 又判検事試験ヲ受
 ケ得ルノ資格ハ一定ノ学校ニ於テ三年間法律学ヲ修メ卒業
 セル者タルヲ要ス (判事検事登用試験) ルモ外交官領事官試験
 及弁護士試験ニ於テハ此種ノ資格制限ナク又高等文官試験
 ド判検事試験トノ間ニ於テ其ノ資格制限互ニ相同シカラス

即チ区々統一ヲ闕ク而已ナラス元來資格制限ノ如キハ徒ラ
 二形式ニ拘ハルモノト云フヘシ故ニ之ヲ廃止セラレタシ
 ト云フニ在リテ衆議院ハ之ヲ採択スヘキモノナリト議決セリ右
 ノ内判検事及弁護士ノ試験ノ制度ニ関スル司法大臣ノ意見ハ司
 法官ノ職務ハ時勢ノ進運ニ伴ヒ重要ノ度ヲ加フルヲ以テ其ノ選
 叙ハ益々之ヲ慎重ニセサルヘカラス弁護士ノ職務ニ付テモ亦大
 差ナシ而シテ之カ適材ヲ得ント欲セハ専門学ノ外ニ普通学ト外
 国語ノ素養アル者ヲ挙クルノ必要アリ依テ本請願ハ採用スヘカ
 ラスト云フニ在リテ相当ノ儀ト思考ス且ツ此ノ点ニ付テハ高等
 文官ニ対シテモ亦同様ノ儀ナリト認ムルヲ以テ受験資格ノ制限
 及予備試験ニ於ケル外国语試験ノ如キハ何レモ肝要ノ制度ナリ
 ト云ハサルヘカラス予備試験ニ於ケル論文試験ニ付テモ其ノ名
 称ノ示スカ如ク本試験ニ先チ予メ此種ノ試験ヲ以テ一旦受験者
 中ニ就キ合格不合格ヲ分ツハ適當ノ方法ナリト認ム従ヒテ受験
 ノ資格制限、予備試験ノ制度ハ共ニ之ヲ廃止スヘカラサルナリ
 請願者ハ外交官、領事官及弁護士ノ試験ニ於テ受験ノ資格制限
 ナク又高等文官ノ試験ト司法官ノ試験トノ間受験ノ資格制限同
 一ナラサルヲ説クト雖モ弁護士ト官吏トヲ比較立論スルハ妥当
 ナラサルノミナラス資格制限ナキモノアルノ例ヲ以テ資格制限
 ド必要トスルモノヲ排除スルノ理由ト為スハ不当ナリ又高等文
 官ノ試験ハ高等文官タリ得ルノ資格者ヲ定ムルノ目的タルニ止
 ルモ司法官ノ試験ニ在リテハ其ノ及第者ハ司法官ニ任用セラル
 ヘキモノナリ即チ後者ハ登用試験若ハ競争試験タルモ前者ハ然
 ラサルモノナリ其ノ性質彼此相同シカラサルヲ以テ両者ノ試験

ノ間差異アルモ敢テ背理ノ事ニ非ス從来ノ沿革ヲ無視シ俄カニ
之ヲ同一ナラシムルカ如キハ却テ事ニ害アリト認ム以上ノ理由

ニ依リ本請願ハ採用セサルコトニ閣議決定相成可然ト認ム

追テ本件同様ノ請願ハ貴族院ニ於テハ採択セラレサリシモノ
ニ有之候

指令案

判検事及弁護士ノ試験制度中改正ニ関スル請願ノ件請議ノ通

(朱書)〔明治四十二年六月一日〕(印)

文官高等試験委員長ヘ通牒案

衆議院送付試験制度改正ニ関スル請願中文官高等試験ニ係ル事項ハ採用セサルコトニ閣議決定相成候ニ付此段及通牒候也

(朱書)〔明治四十二年六月二日〕(印)

内閣書記官長

文官高等試験委員長宛

(○文官試験規則 明治二十六年十月
勅令第百九十九号)

第二章 文官高等試験

第八条 文官高等試験ハ毎年一回東京ニ於テ文官高等試験委員之ヲ行フ

第九条 文官高等試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス予備試験

ニ合格シタル者ニアラサレハ本試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十条 予備試験ハ受験人「尋常」中学校以上ノ官立公立学校ヲ卒業シ又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者ニシテ本試験ヲ

受クルニ相当ナル学科ヲ修メタル者ト認ムヘキヤ否ヲ考試ス
ルヲ以テ目的トス

第十二条 帝国大学法科大学、旧東京大学法学部、文学部及旧司法省法学校正則部ノ卒業証書ヲ有スル者及学習院大学科四年ノ課程ヲ卒業シタル者ハ予備試験ヲ免ス

第十三条 本試験ハ受験人學理上ノ原則及現行法令ニ通曉シ並

ニ其ノ修得シタル學術ヲ実務ニ應用スルノ能力アリヤ否ヲ考
試スルヲ以テ目的トス

第十四条 本試験ハ左ノ科目ヲ用ヰテ之ヲ行フ

一 憲法

(朱書)〔二一 刑法〕
〔二二 民法〕

四 行政法

五 経済学

六 國際法

以上ノ科目ハ試験ノ際選択取捨スルコトヲ得ス

一 財政学

二 商法

三 刑事訴訟法

四 民事訴訟法

以上ノ科目ハ受験者ヲシテ其ノ中ニ就キ予メ一科目ヲ選

第八条ノ二 左ノ各号ノ一二該當スル者ニ非サレハ文官高等試
験ヲ受クルコトヲ得ス

択セシメ之ヲ試験ス

第十五条 本試験ハ分チテ筆記試験及口述試験トス筆記試験二

合格シタル者ニアラサレハ口述試験ヲ受クルコトヲ得ス

第十六条 予備試験及本試験ノ合格者ヲ定ムル方法ハ試験委員

ノ議定スル所ニ依ル

第十七条 文官高等試験ニ関スル細則ハ閣令ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 文官普通試験

第十八条 文官普通試験ハ各官庁ノ須要ニ応シ其ノ庁ノ文官普

通試験委員之ヲ行フ

第十九条 文官普通試験ノ科目ハ「尋常」中学校ノ科程ヲ標準

トシ各官庁所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官普通試験委員之ヲ定メ

文官高等試験委員ノ承認ヲ経ヘシ

第二十条 文官普通試験ニ関スル細則ハ文官普通試験委員之ヲ

定メ文官高等試験委員ニ報告スヘシ

附則

第二十一条 本令ハ明治二十七年一月一日ヨリ施行ス

附則

第八条ノ二及第十条ノ規定ハ明治四十二年以後、第十一ノ規
定ハ明治三十九年以後施行スヘキ文官高等試験ニ之ヲ適用ス

●文官試験規則中改正ノ件

(明治三十九年七月)
(勅令第二百九十一号)

迅速作文ハ論文ニ關聯スル文題ヲ以テ之ヲ試験シ外國語ハ英
語、仏語及獨語ノ中ニ就キ予メ一種ヲ選択セシメ之ヲ試験ス

附則

朕枢密顧問ノ諮詢ヲ經テ文官試験規則中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ
之ヲ公布セシム

文官試験規則中左ノ通改正ス

●判事検事登用試験規則

(明治二十四年五月)
(司法省令第三号)

判事検事登用試験規則左ノ通相定ム

判事検事登用試験規則

スル者

第一章 試験委員

第一条 判事検事登用試験委員ハ委員長一名委員數名ヲ以テ組織ス

第二条 判事検事登用第一回試験委員長及委員ハ司法省高等官及大審院控訴院ノ判事検事中ヨリ試験举行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官庁高等官ニ試験委員ヲ嘱託スルコトアルヘシ

判事検事登用第二回試験委員長ハ司法次官ヲ以テ之ニ充テ試験委員ハ常任ヲ三名トシ司法省高等官及大審院控訴院ノ判事

檢事中ヨリ司法大臣之ヲ命ス其他ノ委員ハ司法省高等官及大審院控訴院ノ判事検事中ヨリ臨時司法大臣之ヲ命ス

試験委員附屬ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ司法大臣之ヲ命ス

第三条 判事検事登用試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル

一切ノ事務ヲ總理ス

試験委員長ニ顧員又ハ事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス

第四条 判事検事登用試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委員附屬ノ書記ニハ三拾円以内ノ手当ヲ給ス

第二章 受験資格

第五条 判事検事登用試験ヲ受クルコトヲ得ル者ハ成年以上ノ男子ニシテ左ニ記載シタル者ニ限ル

一 官立学校及専門学校令ニ依ル公立又ハ私立ノ学校（別科ヲ除ク）ニ於テ三学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有

二 司法大臣ニ於テ指定シタル公立又ハ私立ノ学校ニ於テ三

学年以上法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

三 司法大臣ニ於テ相当ト認メタル外国ノ大学校又ハ之ト同等ナル学校ニ於テ法律学科ヲ修メ卒業証書ヲ有スル者

前項第二号ハ明治四十年七月三十一日以後卒業スル者ニハ之ヲ適用セス

第六条 裁判所構成法第六十六条ニ該ル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第三章 第一回試験

第七条 第一回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定メ官報ヲ以テ公告ス

第八条 試験志願者ハ其志願書ニ左ノ証書ヲ添へ之ヲ試験委員長ニ差出スヘシ

一 履歴書

二 身分年齢及兵役ニ関スル證明書

三 第五条ニ定メタル要件ノ證明書

試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ムヘシ但其手数料ハ「登記印紙」ヲ用ヰ之ヲ志願書ニ貼付スヘシ

手数料ハ志願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受サルトキト雖モ之ヲ還付セス

第八条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス

第八条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第八条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ付キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国语ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第八条ノ五 試験委員予備試験ノ答案ヲ調査シタル後本試験ヲ

為スニ足ルヘキモノト認メタルトキハ本試験ノ為メ志願者ヲ

呼出スヘシ

第八条ノ六 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第九条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的ト

シ筆記口述ノ二様トス

第十条 筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法國際公法國際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十二条 試験委員筆記答案ヲ調査シタル後口述試験ヲ為スニ

足ルヘキモノト認メタルトキハ口述試験ノ為メ志願者ヲ呼出スヘシ

第十三条 口述試験ハ民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第十四条 受験者ノ及第落第及及第者ノ優劣ハ筆記試験口述試験ノ成績ニ対スル委員過半数ノ意見ニ從テ之ヲ決ス

及第落第二付テノ意見數相半スルトキハ落第ト看做スヘシ

第十五条 志願者口述試験ニ闕席シタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

大臣ニ報告スヘシ

第十六条 帝国大学法律科卒業生ニシテ司法官ノ任用ヲ望ム者ハ第八条ノ規程ヲ準用シ志願者ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第四章 実施修習

第十七条 試補ハ区裁判所及地方裁判所並其検事局ニ於テ一名若ハ數名ノ判事又ハ検事ニ附属シテ事務ヲ修習スヘシ

第十八条 修習事務直接ノ指揮監督ハ地方裁判所長之ヲ為ス検事ノ事務ヲ修習スルトキハ検事正之ヲ為ス

裁判所長若ハ検事正ハ毎年末ニ試補ノ職務上及職務外ノ行狀並執務ニ關ル成績ノ證明書ヲ作リ控訴院長検事長ヲ経由シテ之ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

第十九条 試補ハ修習日録ヲ作り其取扱ヒタル事件ヲ記載スヘシ

此日録ハ毎月直接指揮監督者ニ差出シ検閱ヲ受クヘシ

第二十条 試補ノ疾病又ハ兵役履行ノ為メ修習ヲ欠キタル日數一箇年間二箇月以内ハ修習日数ニ算入ス

賜暇其他ノ原因ニ由リ修習ヲ欠キタル日数一箇年間一箇月以内亦間シ

第一項第二項ノ場合併起スルトキハ通計シテ一箇月以内ニ非サレハ算入スルコトヲ得ス

第二十一条 試補ノ直接指揮監督者ハ試補職務上ノ義務ヲ怠リ又ハ職務上若ハ職務外ニ於テ其身分ニ適セサル行状アルトキハ之ヲ諭告スヘシ此場合ニ於テハ指揮監督者ハ諭告ヲ為シタルコトヲ試補ノ履歴ニ記入スヘシ

第二十二条 試補職務上若ハ職務外ノ行状其職務ヲ執ルニ不適

当ナルカ又ハ其修習ノ進歩不充分ニシテ第二回試験ニ及第ノ見込ナキトキハ直接指揮監督者ハ控訴院長検事長ヲ經由シテ之ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

司法大臣前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ試補ヲ免スルコトアル

ヘシ

第五章 第二回試験

第二十三条 第二回試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

試験ノ期日ハ試験委員長之ヲ定ム

第二十四条 試補第二回試験ヲ受クルニハ直接指揮監督者ヲ經

由シテ志願書ヲ司法大臣ニ差出スヘシ

志願者ニハ修習日録ト陸海軍ノ現役ヲ終ヘ又ハ之ヲ免セラレタルコトヲ証明スル書面トヲ添フヘシ

第二十五条 司法大臣ハ第二回試験ヲ受クヘキ試補ノ氏名ヲ試験委員長ニ通知シ試験ヲ行ハシム

第二十六条 第二回試験ハ受験者ノ実務ニ習熟シタルヤ否ヲ試験スルヲ以テ主タル目的トシ筆記口述ノ二様トス

第二十七条 試験委員ハ試補ニ筆記試験ノ為メ二件以上ノ訴訟記録ヲ付与スヘシ

第二十八条 受験者ハ付与セラレタル訴訟記録ニ就キ事実及理由ヲ詳示シタル判決案ヲ答案トシテ差出スヘシ

答案ハ試験委員長ノ定メタル日時内ニ之ヲ差出スヘシ若シ之ニ違ヒタルトキハ試験ハ成立タサルモノトス

第二十九条 口述試験ノ方法ハ委員長之ヲ定ム

第三十条 試補第二回試験ニ及第セサル場合ニ於テハ更ニ六箇

月間修習ヲ為シタル後試験ヲ受クルコトヲ得

第三十一条 試補第二回試験ノ成立タサル場合ニ於テハ司法大臣ノ相当ト認ムル時期ニ於テ更ニ試験ヲ受クルコトヲ得

第三十二条 第一回試験ニ関ル第十一条及第十三条乃至第十五条ノ規程ハ第二回試験ニモ亦之ヲ適用ス

(參照)

○弁護士試験規則

司法院令第十九号

第一条 弁護士試験ハ毎年一回之ヲ行フ但其期日ハ司法大臣之ヲ定メ三箇月前官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第二条 試験委員長及委員ハ判事検事司法省高等官ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス但必要アルトキハ他ノ官庁高等官ニ試験委員ヲ嘱託スルコトアルヘシ

試験委員附属ノ書記ハ司法属又ハ裁判所書記ノ中ヨリ試験挙行毎ニ司法大臣之ヲ命ス

第三条 試験委員長ハ委員ヲ監督シ試験ニ関スル一切ノ事務ヲ總理ス

第四条 試験委員長及委員ニハ二百円以内ノ手当ヲ給シ試験委員附属ノ書記ニハ三十円以内ノ手当ヲ給ス

第五条 弁護士法第五条ニ該当スル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第六条 試験志願者ハ其願書ニ左ノ証書ヲ添ヘ試験ヲ受クヘキ裁判所ノ検事局ヲ經由シテ之ヲ試験委員長ニ差出ス可シ

二 弁護士法第五条第一号但書及ヒ第四号ニ該ル者ハ其復権

又ハ債務ノ弁償ヲ終ヘタル証明書

第七条 試験志願者ハ試験手数料トシテ金拾円ヲ納ム可シ但其手数料ハ「登記印紙」ヲ用ヰ之ヲ願書ニ貼付ス可シ

手数料ハ願書ヲ取下ケ又ハ試験ヲ受ケサルトキト雖モ之ヲ還付セス

第七条ノ二 試験ヲ分チテ予備試験及本試験トス

予備試験ニ合格シタル者ニ非サレハ本試験ヲ行ハス

第七条ノ三 予備試験ハ受験者ノ本試験ヲ受クルニ相当ナル普通ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トス

第七条ノ四 予備試験ハ左ノ科目ニ就キ之ヲ施行ス

一 論文

二 外国語

外国语ハ英語、仏語及独語ノ中ニ就キ一種ヲ選ハシム

第七条ノ五 予備試験ノ方法ハ試験委員長之ヲ定ム

第八条 本試験ハ受験者ノ専門ノ学識ヲ試験スルヲ以テ目的トシ筆記口述ノ二様トス

筆記試験ハ憲法民法商法刑法民事訴訟法刑事訴訟法行政法國際公法國際私法ノ各科目ニ就キ之ヲ施行ス

口述試験ハ民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法ノ中少クトモ三科目ニ就キ之ヲ施行ス

第九条 試験ハ司法省ニ於テ之ヲ行フ

第十条 筆記試験ニ合格シタル者ニ非サレハ口述試験ヲ行ハス

第十二条 試験委員長ハ試験ノ成績及ヒ及第者ノ氏名ヲ司法大臣ニ報告スヘシ

第十三条 試験及第者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス
第十四条 試験及第者ニハ及第証書ヲ授与ス
第十五条 試験願書及ヒ履歴書ノ書式ハ左ノ如シ

(書式略ス)

(朱書) 司法省令第三号 (明治四十二年四月)

(注記7) 明治四十二年同四十三年ニ施行スヘキ判事検事登用第一回試験及弁護士試験ニ於テハ外国语ノ試験ハ之ヲ行ハス

(注記6) 司法省 職參第三七三号 (天保)

(注記8) 別紙岡村輝彦外百三名請願ハ高等文官試験規則及判事検事登用試験規則中受験資格ニ関スル規定ヲ廢止シ且両試験規則並弁護士試験規則中予備試験ニ關スル規定ヲ廢止セラレタシト云フニ在リ依テ当省所管ノ判事検事登用試験規則並弁護士試験規則ニ付考量スルニ司法官ノ任務ハ時勢ノ進運ニ伴ヒ重要ノ度ヲ加フルヲ以テ其選叙ハ益々之ヲ慎重ニセサルヘカラス弁護士ノ職務ニ付テモ亦大差ナシ而シテ之レカ適材ヲ得ント欲セハ専門学ノ外ニ普通学ノ智識ト外国语ノ素養アル者ヲ挙クルノ必要アリ此見地ヨリシテ判事検事登用試験規則中受験資格ノ制度並同規則及弁護士試験規則中予備試験ノ制度ハ何レモ適當ナル規定ナリト信ズ故ニ此点ニ関シ本請願ハ採用スヘカラサルモノト認ム右

請閣議候也

明治四十二年五月二十日

司法大臣子爵 岡部長職 印

内閣総理大臣侯爵 桂太郎殿

(注記9)
明治四十二年二月廿二日 内閣書記官 (坂田牛塚天岡)
内閣書記官長 (柴田花押) 印

内閣総理大臣 了

司法大臣へ回付案

別紙衆議院議決試験制度改正ニ関スル請願中判事検事並弁護士

ニ関スル廉ハ貴省御主管ノ件ニ付書類及回付候也

(朱書)
〔明治四十二年二月廿二日〕 (田中) 内閣総理大臣

(注記10)
明治四十二年二月二十日
衆議院議長 長谷場純孝 印
内閣総理大臣侯爵 桂太郎殿
衆議院書記官長 林田鶴太郎 印

意見書

第一百十八号

試験制度改正ニ関スル請願 東京市京橋区南鍋町二丁目五

番地士族弁護士岡村輝彦外百三名呈出

右請願ノ要旨ハ高等文官判事検事並弁護士ハ一国政務ノ中枢ナ

リ其ノ任ニ適者ヲ得ルト否トハ洵ニ國運ノ盛衰ニ関ス而シテ之

ヲ得ルト否トハ一二挙人制度ノ良否ニ繫ル前記三試験規則カ國

運ノ消長ト相交渉スルノ密切ナルヤ知ルヘキナリ然ルニ現行試

験規則ハ徒ニ煩瑣形式ニ流レ殊ニ謂レナク区々統一ヲ闕キ其ノ

痛弊ヤ甚シク決シテ人材登用ノ一方法タル試験制度ノ目的ニ適

セス依テ速ニ前記三試験規則中予備試験ニ関スル規則並判事檢

(注記8)
「衆乙八」

(注記7)
「法制局」

(注記6)
「法制局司第八号／五月廿一日」

(注記5)
「三」(簿冊内件名番号)

(注記4)
「済」

(注記3)
「雜纂」

(注記2)
〔江木〕
〔印〕

(注記1)
「衆乙八」

〔明治四十一年
帝國議會 第廿五回
文雜纂 卷二十一〕
2A, 13, 1136

(注記9)
「衆乙八」
(注記10)
「衆乙八」